

ネーミングライツ事業実施要項

(令和6年4月17日学長決裁)

(令和7年11月10日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）におけるネーミングライツ事業の実施に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 施設等 本学が所有する施設、スペース、及び事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「別称等」という。）を設定することができるものをいう。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除く。
- 二 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体をいう。
- 三 命名権 事業者等が本学の施設等に別称等を設定する権利をいう。
- 四 ネーミングライツ事業 契約により、本学が命名権を付与した事業者等（以下「命名権者」という。）から命名権の対価（以下「命名権料」という。）を得て、本学の教育研究環境の充実に要する費用の一部に充当する事業をいう。

(事業の基本方針)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を及ぼさない方法により実施するとともに、ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようしなければならない。

- 2 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、別称等を積極的に使用するものとする。
- 3 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等の名称については、変更しないものとし、必要に応じて別称等ではなく従来の施設等の名称を使用する。

(命名権の付与期間)

第4条 命名権を付与する期間は、一の契約につき原則として3年以上5年以下とし、期間満了時の更新を妨げない。

(審査委員会)

第5条 ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- 一 対象施設等の選定及びネーミングライツ事業の実施に必要な事項
 - 二 命名権者の公募に必要な募集要項の策定に関する事項
 - 三 命名権者の選定（別称等、命名権料その他の項目を含む。）に関する事項
- 3 審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。ただし、前項第2号及び第3号に掲げる事項を審査するときは、審査委員長の判断により、申請のあった施設等を管理する部局等（以下「関係部局等」という。）の長のほか審査委員長が必要と認める者を委員に加えることができる。
- 一 財務を担当する理事
 - 二 企画部長
 - 三 企画部企画広報課長
 - 四 財務部長
 - 五 財務部財務課長
 - 六 財務部施設企画課長
 - 七 その他学長が必要と認めた者
- 4 前項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員長は、審査委員会を主宰する。
- 8 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 9 審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事業の実施申請）

第6条 ネーミングライツ事業を実施しようとする関係部局等の長は、ネーミングライツ事業実施申請書（様式第1号）により、学長に対して申請しなければならない。

（事業実施に係る審査・選定・決定）

第7条 学長は、前条の申請があったときは、審査委員会にネーミングライツ事業の実施について審査させる。

- 2 前項に基づき、審査委員会は申請のあった施設等を審査し、対象施設等を選定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、審査委員会は、自ら対象施設等を選定することができる。
- 4 審査委員会は、第2項の審査の結果を学長に報告する。
- 5 審査委員会は、第3項の規定に基づき対象施設等を選定したときは、対象施設等及びネーミングライツ事業の実施に必要な事項等を学長に報告する。
- 6 学長は、前2項の報告を踏まえ、ネーミングライツ事業の実施について決定する。

(命名権者の募集方法)

第8条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、命名権者の募集は、原則として公募により行う。

(応募)

第9条 事業者等（事業者等を斡旋できる法人等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権者に応募することができない。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
 第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
 - 二 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - 三 社会問題を起こしているもの
 - 四 反社会的勢力（反社会的勢力への対応に関する規則（平成27年島大規則第21号）
 第2条第1号に規定する反社会的勢力をいう。）
 - 五 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
 - 六 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
 - 七 政治団体
 - 八 宗教団体
 - 九 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
 - 十 国税、地方税等を滞納しているもの
 - 十一 その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの
- 2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等（事業者等を斡旋できる法人等を含む。以下「申込者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。
- 一 事業者等の概要を記載した書類
 - 二 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - 三 法人の登記事項証明書
 - 四 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
 - 五 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類

(別称等の条件)

第10条 別称等は、対象施設等にふさわしいものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、別称等として設定することはできない。

- 一 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

- 四 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- 五 社会問題についての主義主張のあるもの
- 六 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- 七 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- 八 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- 九 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 十 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- 十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
 - 第2条に規定する営業に関するもの
- 十二 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- 十三 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- 十四 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十五 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- 十六 美観風致を害するおそれがあるもの
- 十七 その他別称等として適当でないと学長が認めるもの

(命名権者の選定・決定)

- 第11条 審査委員会は、第9条第2項の提出があったときは、命名権者の採用候補者を選定し、当該選定の結果を学長に報告する。
- 2 学長は、審査委員会からの報告を踏まえ、命名権者に採用する事業者等を決定する。
- 3 学長は、選定の結果を命名権者採用通知書(様式第3号)又は命名権者不採用通知書(様式第4号)により申込者に通知しなければならない。

(契約)

- 第12条 本学は、命名権者に採用することを決定した事業者等と、命名権の契約を締結する。

(費用負担)

- 第13条 別称等の表示に必要な費用は、命名権者が負担する。契約期間満了後及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用も同様とする。

(命名権料の納入)

- 第14条 命名権者は、命名権料を本学が指定する期日までに、本学が発行する請求書により、年度ごとに一括して納入するものとする。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 2 学長は、前項ただし書きの場合においては、命名権者と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

3 既納の命名権料は、返還しない。

(別称等変更の禁止)

第 15 条 別称等は、契約期間の途中で変更することはできない。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(命名権者の責務)

第 16 条 命名権者は、別称等に関する一切の責任を負う。

2 第三者から別称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、命名権者の責任及び負担において解決しなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 命名権者は、自身の都合によりネーミングライツ事業の契約期間内の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第 5 号）を学長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第 18 条 学長は、命名権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取り消すことができる。

- 一 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき
- 二 第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- 三 前条第 2 項の規定により命名権者から契約解除の申し出があったとき
- 四 その他学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき

2 学長は、前項の規定により命名権の付与の取消しを決定したときは、命名権取消通知書（様式第 6 号）により命名権者に通知する。

(事務)

第 19 条 ネーミングライツ事業に関する事務は、関係各課の協力を得て財務部財務課において処理する。

(雑則)

第 20 条 この要項に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 6 年 4 月 17 日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初に任命される第 5 条第 3 項第 7 号の委員の任期は、同条第 4 項の規定に関わらず、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和7年11月10日一部改正）
この要項は、令和7年11月10日から実施する。